

大島商船高等専門学校紀要の編集及び発行に関する手続要項

制定 平成5年6月1日

(目的)

第1 この要項は、大島商船高等専門学校図書館運営委員会（以下「委員会」という。）規則第7条の規定に基づき、紀要の編集及び発行に関する手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(投稿)

第2 投稿原稿は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 投稿論文は、未発表のものに限る。
- (2) 論文の原稿を提出することのできる者は、大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）の校長、教授、准教授、講師、助教、助手、非常勤講師、事務職員、技術職員及び名誉教授とする。
- (3) 本校以外の研究者との共同執筆の場合は、委員会で認めたものに限り登載する。
- (4) 投稿できる論文の一編の長さは、刷り上り12ページ以内とする。ただし、委員会で認めた場合は、この限りでない。
- (5) 一人が投稿できる論文の量は、共同執筆分を含め刷り上り30ページ以内とする。
- (6) 論文の原稿は、毎年9月30日までに、デジタルデータを提出する。

2 投稿原稿については、委員会で審査し、委員会が不適当と認めた原稿については、登載しないものとする。

3 提出された論文は、委員会において査読し、執筆者に修正を求めることがある。

(編集)

第3 編集は、次のとおりとする。

- (1) 論文の掲載順序は、商船学科、電子機械工学科、情報工学科、一般科目（学則別表第1の授業科目の順）、厚生補導、教務関係等の順とする。
- (2) 前号の内部の順序は、執筆者の五十音順とする。ただし、非常勤講師は各学科等の最後とする。

(校正)

第4 校正は、初校5日以内及び二校2日以内で、執筆者が赤字で誤りを表示するものとし、三校は、印刷所の責任校正とする。なお、校正段階で、原稿への追加及び削除は認めない。

(発行)

第5 紀要是、原則として毎年12月までに発行する。

2 規格は、A4判とする。

(著作権)

第6 紀要に掲載された論文の著作権（著作者人格権は除く）は、本校に帰属するものとする。

(雑則)

第7 論文原稿の作成要領は、別に定める。

附 則

この要項は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年8月24日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。